

○自然公園法の一部を改正する法律 読替表 目次

一	第九条の二第三項関係	1
二	第十六条第四項関係	2
三	第十六条の七第三項関係	4
四	第四十二条の二第三項関係	8
五	第四十二条の三第三項関係	10

(一) 重線は読替規定による読替え、(二) 重線は当然読替え)

読 替 後	読 替 前
<p>(協議会による公園事業の決定等の提案)</p> <p>第九条の二 <u>第十六条の七</u>第一項に規定する協議会は、<u>都道府県知事</u>に対し、<u>第十六条の七</u>第三項において準用する<u>第十六条の三</u>第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な<u>国定公園事業</u>の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る<u>国定公園事業</u>の素案その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>2 <u>前項</u>の<u>都道府県知事</u>は、<u>同項</u>の規定による提案を踏まえた<u>国定公園事業</u>の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。</p>	<p>(協議会による公園事業の決定等の提案)</p> <p>第九条の二 <u>第十六条の二</u>第一項に規定する協議会は、<u>環境大臣</u>に対し、<u>第十六条の三</u>第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な<u>国立公園事業</u>の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る<u>国立公園事業</u>の素案その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>2 <u>環境大臣</u>は、<u>前項</u>の規定による提案を踏まえた<u>国立公園事業</u>の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。</p>

(一)重線は読替規定による読替え、(二)重線は当然読替え)

読 替 後	読 替 前
<p>(承継) 第十二条 国定公園事業者(第十六条第三項の認可を受けた者に限る。)が国及び公共団体以外の者にその国定公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る国定公園事業者の地位を承継する。</p> <p>2 国定公園事業者である法人が合併(国定公園事業者である法人と国定公園事業者でない法人の合併であつて、国定公園事業者である法人が存続するものを除く。)又は分割(その国定公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその国定公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が都道府県以外の公共団体である場合に於ては都道府県知事に協議したとき、合併法人等が国及び公共団体以外の法人である場合に於ては都道府県知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該国定公園事業者の地位を承継する。</p> <p>3 国定公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその国定公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその国定公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。</p> <p>4 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受</p>	<p>(承継) 第十二条 国立公園事業者(第十条第三項の認可を受けた者に限る。)が国及び公共団体以外の者にその国立公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて環境大臣の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る国立公園事業者の地位を承継する。</p> <p>2 国立公園事業者である法人が合併(国立公園事業者である法人と国立公園事業者でない法人の合併であつて、国立公園事業者である法人が存続するものを除く。)又は分割(その国立公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその国立公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が公共団体である場合に於ては環境大臣に協議したとき、合併法人等が国及び公共団体以外の法人である場合に於ては環境大臣の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該国立公園事業者の地位を承継する。</p> <p>3 国立公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその国立公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその国立公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に環境大臣に申請して、その承認を受けなければならない。</p> <p>4 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受</p>

ける日までは、被相続人に対してした第十六条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

5 第三項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る国定公園事業者の地位を承継する。

ける日までは、被相続人に対してした第十条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

5 第三項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る国立公園事業者の地位を承継する。

三 第十六条の七第三項関係

(一)重線は読替規定による読替え、(二)重線は当然読替え)

読 替 後	読 替 前
<p>(国立公園における協議会) 第十六条の二 (準用せず)</p> <p>2 (準用せず)</p> <p>3 当該<u>国定公園</u>の区域内において<u>国定公園事業</u>を執行し、又は執行しようとする者は、当該<u>国定公園事業</u>に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、<u>市町村</u>に対して、<u>第十六条の七第一項</u>に規定する協議会を組織するよう要請することができる。</p> <p>4 <u>市町村</u>は、<u>第十六条の七第一項</u>の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、<u>環境省令</u>で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</p> <p>5 当該利用拠点区域内において<u>国定公園事業</u>を執行し、又は執行しようとする者及び<u>第十六条の七第二項第三号</u>に掲げる者であつて<u>第十六条の七第一項</u>に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する<u>市町村</u>に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。</p> <p>6 前項の規定による申出を受けた<u>市町村</u>は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。</p> <p>7 <u>第十六条の七第一項</u>に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>8 <u>第十六条の七第一項</u>に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>(国立公園における協議会) 第十六条の二 (準用せず)</p> <p>2 (準用せず)</p> <p>3 当該<u>国立公園</u>の区域内において<u>国立公園事業</u>を執行し、又は執行しようとする者は、当該<u>国立公園事業</u>に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、<u>市町村</u>又は<u>都道府県</u>に対して、<u>第一項</u>に規定する協議会を組織するよう要請することができる。</p> <p>4 <u>市町村</u>又は<u>都道府県</u>は、<u>第一項</u>の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、<u>環境省令</u>で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</p> <p>5 当該利用拠点区域内において<u>国立公園事業</u>を執行し、又は執行しようとする者及び<u>第二項第三号</u>に掲げる者であつて<u>第一項</u>に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する<u>市町村</u>又は<u>都道府県</u>に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。</p> <p>6 前項の規定による申出を受けた<u>市町村</u>又は<u>都道府県</u>は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。</p> <p>7 <u>第一項</u>に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>8 <u>第一項</u>に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p>

9 前各項に定めるもののほか、第十六条の七第一項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

第十六条の三 第十六条の七第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、環境省令で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の国定公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、都道府県知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

二 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針

三 利用拠点整備改善計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

五 第十六条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項において準用する第十条第四項各号に掲げる事項

六 第十六条第四項において準用する第十条第六項の協議若しくは認可又は第十六条第四項において準用する第十条第九項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、第十条第四項において準用する第十条第四項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの

七 計画期間

9 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

第十六条の三 前条第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、環境省令で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の国立公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村又は都道府県及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、環境大臣の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

二 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針

三 利用拠点整備改善計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

五 第十条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項

六 第十条第六項の協議若しくは認可又は同条第九項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの

七 計画期間

八 その他環境省令で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画に適合するものでなければならぬ。

4 都道府県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 公園計画に照らして適切なものであること。

二 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

三 当該国立公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 都道府県知事は、当該国立公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 都道府県知事は、第四項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第十六条の四 前条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第十六条の七第一項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第四項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第一項及び第十六条の六において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の環

八 その他環境省令で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画に適合するものでなければならぬ。

4 環境大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 公園計画に照らして適切なものであること。

二 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

三 当該国立公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 環境大臣は、当該国立公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 環境大臣は、第四項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第十六条の四 前条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第十六条の二第一項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村又は都道府県及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第四項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第一項及び第十六条の六において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の環

境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第十六条の五 都道府県知事は、第十六条の三第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(国定公園事業に関する特例)

第十六条の六 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第十六条の三第四項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第十六条第二項若しくは同条第四項において準用する第十条第六項の協議をし、第十六条第三項若しくは同条第四項において準用する第十条第六項の認可を受け、又は第十六条第四項において準用する第十条第九項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第十六条の五 環境大臣は、第十六条の三第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 環境大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(国立公園事業に関する特例)

第十六条の六 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第十六条の三第四項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第十条第二項若しくは第六項の協議をし、同条第三項若しくは第六項の認可を受け、又は同条第九項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

四 第四十二条の二第三項関係

(一)重線は読替規定による読替え、(二)重線は当然読替え)

読 替 後	読 替 前
<p>(国立公園における協議会) 第十六条の二 (準用せず)</p> <p>2 (準用せず)</p> <p>3 当該国立公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村又は都道府県に対して、<u>第四十二条の二第一項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。</u></p> <p>4 市町村又は都道府県は、<u>第四十二条の二第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</u></p> <p>5 当該国立公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び<u>第四十二条の二第二項第三号に掲げる者であつて同条第一項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村又は都道府県に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。</u></p> <p>6 前項の規定による申出を受けた市町村又は都道府県は、正当な理由がない限り、当該申出に<u>応じなければならない。</u></p> <p>7 <u>第四十二条の二第一項に規定する協議会</u>は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>8 <u>第四十二条の二第一項に規定する協議会</u>において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重</p>	<p>(国立公園における協議会) 第十六条の二 (準用せず)</p> <p>2 (準用せず)</p> <p>3 当該国立公園の区域内において国立公園事業に係る施設の整備改善を行しようとする者は、当該国立公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村又は都道府県に対して、<u>第一項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。</u></p> <p>4 市町村又は都道府県は、<u>第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</u></p> <p>5 当該利用拠点区域内において国立公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び<u>第二項第三号に掲げる者であつて第一項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村又は都道府県に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。</u></p> <p>6 前項の規定による申出を受けた市町村又は都道府県は、正当な理由がない限り、当該申出に<u>応じなければならない。</u></p> <p>7 <u>第一項に規定する協議会</u>は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>8 <u>第一項に規定する協議会</u>において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない</p>

9 しななければならない。
前各項に定めるもののほか、第四十二条の二第一項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

9 ない。
前各項に定めるもののほか、第一項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

五 第四十二條の三第三項關係

(一) 重線は読替規定による読替え、(二) 重線は当然読替え

読 替 後	読 替 前
<p>(国立公園における協議会) 第十六條の二 (準用せず) 2 (準用せず) 3 当該国定公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、<u>第四十二條の三第一項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。</u> 4 市町村は、<u>第四十二條の三第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</u> 5 当該国定公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び<u>第四十二條の三第二項第三号に掲げる者であつて第四十二條の三第一項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。</u> 6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。 7 <u>第四十二條の三第一項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</u> 8 <u>第四十二條の三第一項に規定する協議会において協議が調つた</u></p>	<p>(国立公園における協議会) 第十六條の二 (準用せず) 2 (準用せず) 3 当該国立公園の区域内において国立公園事業に係る施設の整備改善を行しようとする者は、当該国立公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村又は都道府県に対して、<u>第一項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。</u> 4 市町村又は都道府県は、<u>第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</u> 5 当該利用拠点区域内において国立公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号に掲げる者であつて<u>第一項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村又は都道府県に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。</u> 6 前項の規定による申出を受けた市町村又は都道府県は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。 7 <u>第一項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</u> 8 <u>第一項に規定する協議会において協議が調つた事項については</u></p>

事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しななければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第四十二条の三第一項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しななければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。